



令和 3 年 2 月 4 日

多摩市長 阿 部 裕 行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会

会 長 下 井 直



多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（答申）

令和 2 年 12 月 18 日付 2 多健保第 1952 号をもって市長から諮問のあった件について、以下のとおり本協議会の意見を申し述べます。

まず、今回の諮問は、これまでの税率改定を前提とした税率についての審議ではなく、財政健全化を推進していかなければならない中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活に大きな影響を与えていたる状況下において、保険税率等の見直しについて本協議会としてどのように考えるかという、これまでにない諮問となっていました。

このことについて、会議を令和 2 年 12 月 18 日、令和 3 年 1 月 21 日、2 月 4 日に、計 3 回開催し審議を進めました。

諮問事項の審議の過程において、「第 2 期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に掲げる財政健全化に向けた取り組み、税率改定が一般会計法定外繰入金に及ぼす影響、また、生活保護の相談・申請件数、社会福祉協議会が実施している緊急小口資金・総合支援資金の相談・申請件数など、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与えている影響などについて説明がありました。

これら、財政健全化に向けた取り組みと、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与えている影響などを踏まえ審議を進めたところ、「コロナ禍において 4% 増は厳しいと思うが、市財政も厳しい状況となることや、財政健全化を推進していく観点からも 1% でも 2% でも改定しておくべき」、「税負担の公平性、法定外繰入削減ということからも改定しておくべき」などの意見や、他方、「新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与えており、社会情勢を踏まえれば税率は据え置くべき」など、大きく二つの意見に分かれました。

保険税率等を据え置くべきか、改定すべきかを採決したところ、据え置くべきとした委員 4 名、改定すべきとした委員 5 名となり、保険税率等は改定し、改定率は「第 2 期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」では原則対前年度比 4% 増としていますが、1% の増額改定が望ましいとの結論に至りました。

一方、新型コロナウイルスによる社会情勢や低所得者への配慮など、下記の付帯意見もあることから、令和3年度の保険税率等の見直しについては、本協議会にて得た結論や意見、多摩市の財政、地域経済、市民生活などそれらの状況を踏まえ、市長にご判断いただきたいと考えます。

記

付帯意見

- 1 保険税率の見直しにあたっては、緊急事態宣言が再発令され、今後、経済活動や雇用の更なる悪化など先行きが不透明な状況です。個人事業主や非正規雇用などの被保険者が、益々苦境に立たされることも想定されることを十分に考慮していただくことを求めます。
- 2 平成30年2月の多摩市国民健康保険運営協議会からの答申において「保険税率等は毎年見直すことといたしましたが、見直しにあたっては、保険税率等の急激な上昇を避けるため、引き上げ幅の上限を設けるなど、社会状況を十分勘案した措置を行うよう求めます。」と付帯意見を付しています。コロナ禍において、改めて社会状況を十分勘案していただくことを求めます。